

公共工事設計労務単価等の改定（令和3年3月）に伴う特例措置 及びインフレスライドの実施について（工事）

横浜市においては、令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価の上昇を受け、工事及び製造（以下「工事」という。）請負契約について次の措置を実施することとしましたのでお知らせします。

1 公共工事設計労務単価等の改定（令和3年3月）に伴う特例措置の実施

令和3年3月1日以降に契約を締結する工事のうち、改定前の公共工事設計労務単価を適用して積算している工事について、工事請負契約約款第58条及び製造請負契約約款第54条の規定に基づき、請負人からの請求により、下記のとおり新しい単価で契約を変更する特例措置を実施します。

当該特例措置により請負代金額を変更した場合は、元請企業と下請企業の間で既に締結している請負代金額の見直しや、技能労働者への賃金水準の引き上げ等について適切に対応していただくようお願いします。

なお、手続きの詳細については別添1によることとします。様式については、「ヨコハマ・入札のとびら」のダウンロードコーナーで取得してください。

(1) 対象契約

令和3年3月1日以降に契約を締結する工事のうち、改定前の公共工事設計労務単価を適用して積算した契約

なお、既に公告済みであっても上記に該当する案件は「公共工事設計労務単価等の改定（令和3年3月）に伴う特例措置」対象工事になります。

(2) 変更後の請負代金額の考え方

変更後の請負代金額については、次の方式により算出します。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}} \times K$$

$P_{\text{新}}$ ：新労務単価（新技術者単価）及び当初契約時点の材料単価※により積算された予定価格

K ：当初契約の落札率

※ ただし、令和3年4月1日以降の契約については、すべて4月単価を適用します。

(3) 特例措置実施後の報告

特例措置を適用した全ての工事について、ダウンロードコーナーの【様式5】に必要事項を記載していただき、工事担当課へ提出してください。

2 インフレスライド条項の運用

一定の既契約工事について、賃金等の急激な変動に対処するための、工事請負契約約款第26条第6項及び製造請負契約約款第25条第6項（以下「インフレスライド条項」という。）を次のとおり適用します。なお、手続きの詳細については別添2によることとします。

様式については、財政局公共施設・事業調整課のHPより取得してください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kokyo/sekkei-sekoh/inflation-slide.html>

(1) 適用対象契約

令和3年2月28日以前に契約を締結した工事で、残工期が基準日から2か月以上ある既契約案件

(2) 賃金水準又は物価水準の変動による請負代金額の変更額（スライド額）の考え方

スライド額は、当該契約に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額の100分の1に相当する金額を超える額とします。

(3) 請求日等について

(ア) 請求日：請負人が契約金額の変更の請求を書面により提出した日とします。なお、適用対象工事となることが想定される場合は、出来高確認の準備等があるため、発注者と請負人とが事前の協議（基準日等）を実施できることとします。

(イ) 基準日：請求があった日から起算して、14日以内で発注者と受注者とが協議して定める日とし、請求日とすることを基本とします。出来高を算定する基準となる日、賃金水準及び物価水準の変動後単価の基準となる日です。

(ウ) 残工期：基準日以降の工事期間とします。工期延長の予定があるものは、予定工期を考慮することができます。

(4) 請求方法

協議の請求にあたっては、別添に定める請求書を工事担当課に提出することとします。

【お問い合わせ先】

（特例措置及びインフレスライド条項に係る変更契約手続きに関すること）

財政局契約第一課 電話 045-671-2246

（特例措置及びインフレスライド条項に係る積算に関すること）

財政局公共施設・事業調整課 電話 045-671-2025

公共工事設計労務単価の改定（令和3年3月）に伴う 特例措置に係る変更契約手続きについて（工事）

公共工事設計労務単価の改定（令和3年3月）に伴う特例措置（以下「特例措置」という。）の対象となる工事及び製造（以下「工事」という。）請負契約については、契約締結後、次の手順に従って変更契約手続きを行います。

1 議会の議決を要しない契約のうち、各年度の支払限度額等の変更を伴わない契約

(1) 請負人への周知（工事担当課→請負人）

工事担当課は請負人に対し、特例措置の対象工事であることを周知します。周知内容は「工事打合せ簿」（参考様式）に必ず記録し、工事担当課及び請負人双方で確認を行ってください。

(2) 変更協議の請求（請負人→工事担当課）

請負人は、変更契約の協議の請求を行う場合には、(1)による確認から7日以内に、必要事項を記載した「公共工事設計労務単価の改定（令和3年3月）に伴う特例措置に基づく請負代金額の変更請求書」（様式1-1）を工事担当課に提出します。

なお、請求を行わない場合には、必要事項を記載した（様式1-2）を必ず提出してください。

(3) 協議開始日の確認（工事担当課→請負人）

工事担当課は、請負人から様式1-1を受領後7日以内に協議開始日を定め、請負人に通知します。通知内容は「工事打合せ簿」（参考様式）に必ず記録し、工事担当課及び請負人双方で確認を行ってください。

(4) 協議の開始と変更確認書の交付（工事担当課→請負人）

工事担当課は、(3)による協議開始日の確認から7日以内に、必要事項を記載した「公共工事設計労務単価の改定（令和3年3月）に伴う特例措置に基づく請負代金額変更確認書」（様式2）を請負人に交付し、協議を開始します。

なお、工事担当課は、協議開始から21日以内に協議が成立しない場合には、必要事項を記載した「公共工事設計労務単価の改定（令和3年3月）に伴う特例措置に基づく請負代金額の変更について（通知）」（様式4）により、請負人あて変更金額を通知します。

(5) 請書の提出（請負人→工事担当課）

請負人は協議後、必要事項を記載した「請書」（様式3）を、工事担当課に提出します。

(6) 下請契約に関する報告書の交付（工事担当課→請負人）

工事担当課は、様式3を受理したのち、「公共工事設計労務単価の改定（令和3年3月）に伴う特例措置（下請契約）に関する報告書」（様式5）を請負人に交付します。

(7) 下請契約に関する報告書の提出（請負人→工事担当課）

請負人は、工事の完成後、必要事項を記載した 様式5 を工事担当課に提出します。（下請契約がない場合は提出不要です。）

2 議会の議決を経て契約を締結した工事又は各年度の支払限度額等の変更を伴う工事の取扱い
協議開始日の確認までは、1の(1)～(3)と同様に取扱います。以後の手続きについては次の
とおりとします。

(1) 変更金額について合意する（工事担当課←→請負人）

工事担当課は、協議開始日の確認後7日以内に、変更金額に関して請負人と合意します。
合意内容は、「工事打合せ簿」（参考様式）に必ず記録し、工事担当課及び請負人双方で確認
を行ってください。

(2) 変更契約書の取り交わし（契約第一課←→請負人）

契約第一課は工事担当課からの依頼に基づき、請負人と「工事請負契約変更契約書」を取
り交わします。議会の議決を要する契約については、「工事請負契約変更仮契約書」を取り交
わし、議会の議決を経て本契約となります。

(3) 下請契約に関する報告書の交付（工事担当課→請負人）

工事担当課は、変更契約書の取り交わし後（議会の議決を要する契約については本契約後）、
「公共工事設計労務単価の改定（令和3年3月）に伴う特例措置（下請契約）に関する報告
書」（様式5）を請負人に交付します。

以後の手続きについては、1(7)と同様に取扱います。

様式 1 - 1

令和 年 月 日

横 浜 市 長
横浜市水道事業管理者
横浜市交通事業管理者

所 在 地
(請負人) 商号又は名称
代表者職氏名

公共工事設計労務単価の改定（令和 3 年 3 月）に伴う特例措置
に基づく請負代金額の変更請求書

令和 年 月 日に契約を締結した次の契約について、標記特例措置による請負代金額
の変更を行うため、工事請負契約約款第 58 条の規定に基づく協議を請求します。

1 工事（製造）件名

2 請負代金額

3 工 期 令和 年 月 日から
 令和 年 月 日まで

提出担当者
所 属
氏 名
電話番号

※ 製造請負に係る契約にあつては、「工事請負契約約款第 58 条」とあるのは「製造請負
契約約款第 54 条」と読み替えるものとする。

様式 1 - 2

令和 年 月 日

横 浜 市 長
横浜市水道事業管理者
横浜市交通事業管理者

所 在 地
(請負人) 商号又は名称
代表者職氏名

令和 年 月 日に契約を締結した次の契約については、公共工事設計労務単価の改定
(令和3年3月)に伴う特例措置 による請負代金額の変更のための協議の請求を行いません。

1 工事 (製造) 件名

2 請負代金額

3 工 期
令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

提出担当者
所 属
氏 名
電話番号

様式2

第 号
令和 年 月 日

(請負人)

様

横 浜 市 長
横浜市水道事業管理者 印
横浜市交通事業管理者

公共工事設計労務単価の改定（令和3年3月）に伴う特例措置
に基づく請負代金額変更確認書

契 約 番 号	
工事（製造）件名	
工事（製造）場所	
契 約 年 月 日	
協議開始年月日	

当該工事又は製造について、公共工事設計労務単価の改定（令和3年3月）に伴う特例措置 に基づく請負代金額の変更を確認します。

異存がなければ、請書（様式3）を提出して下さい。

変 更 項 目	既 定	変 更	差 引
請 負 代 金 額	円 うち消費税及び地方消費税の額	円 うち消費税及び地方消費税の額	円 うち消費税及び地方消費税の額
備 考			

※ 請負人は、工事完成後速やかに「公共工事設計労務単価の改定（令和3年3月）に伴う特例措置（下請契約）に関する報告書」（様式5）を工事担当課に提出すること。

請 書

令和 年 月 日

横 浜 市 長
横浜市水道事業管理者
横浜市交通事業管理者

所 在 地
請負人 商号又は名称
代表者職氏名

工事（製造）名	
契約年月日	

標記請負契約の次の事項を確認のうえ請書を提出します。

○確認事項

1 契約金額増△減 円
(うち消費税及び地方消費税の額 円)

2 請負人は、工事完成後速やかに「公共工事設計労務単価の改定（令和3年3月）に伴う特例措置（下請契約）に関する報告書」（様式5）を工事担当課に提出すること。（下請契約がない場合は提出不要）

様式4

第 号
令和 年 月 日

(請負人)

様

横 浜 市 長
横浜市水道事業管理者 印
横浜市交通事業管理者

公共工事設計労務単価の改定（令和3年3月）に伴う特例措置
に基づく請負代金額の変更について（通知）

令和 年 月 日付けで請求のあった「公共工事設計労務単価の改定（令和3年3月）
に伴う特例措置に基づく請負代金額の変更請求書」について、次のとおり通知します。
請書（様式3）に記名押印のうえ提出願います。

契 約 番 号	
工 事（製造）名	
工 事（製造）場 所	
契 約 年 月 日	
協 議 開 始 年 月 日	

変 更 項 目	既 定	変 更	差 引
請 負 代 金 額	円 うち消費税及び地方消費税の額 円	円 うち消費税及び地方消費税の額 円	円 うち消費税及び地方消費税の額 円
備 考			

※ 請負人は、工事完成後速やかに「公共工事設計労務単価の改定（令和3年3月）に
伴う特例措置（下請契約）に関する報告書」（様式5）を工事担当課に提出すること。

工事担当課 ○○○○
電話 ○○○-○○○

公共工事設計労務単価の改定(令和3年3月)に伴う特例措置(下請契約)に関する報告書

建設業の担い手確保・育成のため、適切な賃金水準の確保、社会保険の加入徹底が強く求められています。そこで、労務単価改定に伴う特例措置に合わせた、(1)下請業者との契約変更、(2)標準見積書を活用した法定福利費を内訳明示による下請契約について調査しますので、ご協力をお願いします。

記入日	令和		年		月		日
契約番号							
工事件名							
会社名							
代表者名							

1 「新労務単価の下請への反映状況」及び「下請契約における法定福利費」

(1) 今回の労務単価改定に伴う特例措置を受け、下請契約に新労務単価の反映(下請契約の見直し)を行っていますか？

下請契約ごとに①、②、③、④から選択してください。

- ① 増額変更した
- ② 設計単価より下請契約単価が上回っているため変更していない
- ③ 下請契約に新労務単価が影響しないため変更していない
- ④ その他の理由により変更していない(その他の理由もご記入ください)

No.	下請契約工種	下請契約の相手方 (社名)	新労務単価 反映状況	④を選択した方の 「その他の理由」
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※ 行が不足する場合は、もう一部作成をお願いします。

- (2) 今回工事において、下請契約ごとに標準見積書（法定福利費を内訳明示した見積書）などを利用して、下請契約が法定福利費相当額を適切に含んだ額になっているか確認していますか？

下請契約ごとに①、②、③、④から選択してください。

- ① 標準見積書※で確認
- ② 見積書で確認（①以外の見積書）
- ③ その他で確認（その他の確認方法もご記入ください）
- ④ 確認していない

※ 標準見積書は、以下の国土交通省HPを参考にしてください。

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const.tk2.000082.html

No.	下請契約工種	下請契約の相手方 (社名)	法定福利費 確認方法	③を選択した方の 「その他の確認方法」
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※ 行が不足する場合は、もう一部作成をお願いします。

2 その他自由意見

今回の特例措置を踏まえ、2次以下の下請契約で、法定福利費相当額を適切に含んだ額になっているか把握していましたら、その状況を記入してください。その他自由意見をお聞かせください。

提出方法等

- (1) 対象工事の完成後、速やかに工事担当課あてに電子データ（Excel形式）で提出して下さい。下請契約がない場合は提出不要です。
(工事担当課は財政局公共施設・事業調整課に転送してください。)
- (2) この様式は「ヨコハマ・入札のとびら」のダウンロードファイル一覧に掲載しています。

<http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/servlet/p?job=DownloadList>

お問合せ 横浜市財政局公共施設・事業調整課
電話番号 045-671-2025

工事におけるインフレスライド条項の運用の 対応について（令和3年3月）

別添 2

（対外周知）

1 事務手続きの流れ

インフレスライド条項に基づく請負代金額の変更協議にあたっては、次の手続きのとおり取り扱うこととします。なお、各種様式については、

財政局公共施設・事業調整課ホームページ：

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kokyo/sekkei-sekoh/inflation-slide.html>

に掲載しています。

（1）請負代金額の変更協議の請求【様式1】

請負人は、インフレスライド条項の規定に基づき、請負代金額の変更協議を請求する場合には、「請求書【様式1】」を工事担当課に提出して下さい。

また、「請求書【様式1】」の添付資料として、請求の根拠となる資料（出来形数量内訳書）をあわせて提出して下さい。請求の根拠となる資料は、変動後残工事代金額と変動前残工事代金額の差額が、変動前残工事代金額の1/100を超えていることを確認されているものとし、今後【様式4-3】を提出していただく必要があることから、請求の根拠となる添付資料はこれに準じて作成して下さい。

（2）基準日及び協議開始日の通知【様式2】

工事担当課は、協議の請求を受けた日から7日以内に基準日及び協議開始日を請負人に通知します。協議開始日は、今後の作業量を考慮して請負人と調整して設定します。

（3）出来形数量の確認【様式3-1】【様式3-2】

請負人は、基準日時点での出来形が確認できる出来形数量内訳書【様式3-2】を、工事担当課に提出して下さい。工事担当課は、請求日から14日以内に出来形数量の確認を行います。出来形数量確認書【様式3-1】は、発注者・請負人双方が記名押印して保管します。

＜残工工事量の算定（出来形数量の判定基準）＞

- 1 基準日までに変更契約を行っていないが先行指示されている設計量についても、基準日以降の残工工事量についてはスライドの対象とすること。
- 2 現場搬入材料については、認定したものは出来形数量として取り扱うこと。その他、各工事における出来形数量の確認は工事発注課と協議してすること。

（4）スライド額の算出【様式4-1】【様式4-2】【様式4-3】

請負人は、【様式3-1】により確定した残工工事量等からスライド額を算出し、出来形確認後すみやかに発注者に提出して下さい。

（5）スライド額協議の開始【様式5】又は【様式7】

発注者は、本市積算によりスライド額を算出し、【様式5】により請負人へスライド額を通知して協議を開始します。また、インフレスライドに係る契約変更を精算変更時点に行う場合は、発注者は、【様式7】により請負人へスライド額を通知して協議を開始します。

＜スライド額の算定＞

- 1 請負人と協議するためのスライド額は、次の式により算定すること。

$$S = 「 P 2 - P 1 - (P 1 \times 1 / 100) 」 \text{ (ただし、} P 1 < P 2 \text{)}$$

S : スライド額

P 1 <変動前残工事代金額> : 請負代金から出来形部分に相応する請負代金を控除した額

P 2 <変動後残工事代金額> : 変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出した P 1 に相当する額

($P = \alpha \times Z$ 、 α : 落札率、Z : 積算額)

- 2 賃金又は物価の変動による請負代金額を変更する場合のスライド算定額は、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更について行われるものであり、歩掛の変更については考慮しない。
- 3 適用対象契約に該当し、協議の結果、P 1 と P 2 の差額が1/100以上となる場合に、1/100 を超える額をスライド額とすること。

〔数量〕

P 1 及び P 2 に係る数量は、出来形数量確認書【様式 3 - 1】で確認した数量を用いる。なお、設計変更前に先行指示している数量でスライド額の計算を行う場合は、先行指示した数量により計算する。

〔単価〕

P 2 に係る単価は、見積単価、特別調査については、原則見直さないこととする。ただし、価格変動が著しく、物価変動率等から客観的変動額が算出可能と判断される場合は、協議により見直すことができる。

(6) スライド額の確定及び変更契約の締結【様式 6】又は【様式 8】

請負人は、【様式 5】により通知されたスライド額に異議のない場合は、協議開始日から 21 日以内に、「請書【様式 6】」を提出して下さい。

また、インフレスライドに係る契約変更を精算変更時点に行う場合、請負人は【様式 7】により通知されたスライド額に異議がなければ、協議開始日から 21 日以内に「承諾書【様式 8】」を提出して下さい。

なお、スライド額協議開始日から 21 日以内に協議が整わない場合には、発注者が通知したスライド額で確定します。

2 議会の議決を経て契約を締結した工事又は各年度の支払限度額等の変更を伴う工事の取扱い

スライド額の算出までは、1の(1)～(4)の取扱いに準じることとし、その後【様式 7】及び【様式 8】によりスライド額について合意のうえ、契約第一課において変更契約書の取り交わしを行います。

議会の議決を要する契約については、「工事請負契約変更仮契約書」を取り交わし、議会の議決を経て本契約となります。

3 全体スライド及び単品スライド条項の併用

- (1) 工事請負契約約款第26条第1項から第4項までに規定する全体スライド条項に基づく請負代金額の変更を実施した後であっても、インフレスライド条項に基づく請負代金額の変更を請求できます。

- (2) インフレスライド条項に基づく請負代金額の変更を実施した後であっても、工事請負契約約款第26条第5項に規定する単品スライド条項に基づく請負代金額の変更を請求できます。